

見本【記入例】

保護者 様

インフルエンザと診断された際の手順

- ① 受診の際、医師に登校可能な予定日を確認。
- ② 学校へインフルエンザになった報告。
- ③「インフルエンザ療養報告書」を学校でもらう。または学校のホームページから各家庭で印刷。
- ④「インフルエンザ療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する。
- ⑤検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。
- ⑥基準を満たしたら、下記のインフルエンザ療養報告書を保護者が記入し、生徒は登校再開日に持参して登校、提出。

校長 永井 尚寿

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させるおそれのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、従来どおり治癒証明書の提出が必要となります。）

必ず保護者の方が記入し、生徒は登校再開日に学校へ提出してください。

保護者が記入

学校長 様

インフルエンザにおける療養報告書

1年 2組 氏名 富岡 太郎

1 診断を受けた医療機関：あおぞら病院

受診の際、医師に登校可能な予定日を確認してください。基準1と2の両方を満たして登校再開日となるので、ご注意ください。

2 診断日：令和 3 年 11月 4 日（診断型：A型） B型 不明 ※いずれかに○をつけてください。

3 登校再開日：令和 3年11月10日

この生徒は、資料表面の「めやす表」の例1となる。

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： <u>11月4日</u>
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ 解熱した日： <u>11月5日</u>

上記のとおり相違ありません。

令和 3年11月10日

保護者氏名 富岡一郎 印